

報告第十二号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十二年六月二日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の契約変更調書

No. 1

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
建 築 工 事	ホテルシーサイド江戸川 客室改修工事	株式会社富士見建設 代表取締役 石田 彰彦	21. 10. 27 (80 日間)	円 243, 484, 500	今回 22. 1. 25	円 261, 187, 500 (17, 703, 000) (7. 3%)	客室扉の鍵をカードロックシステムとしたこと及びテレビ台、タオル棚等の家具を客室に合わせて製作したこと並びに浴室周りの防水方法を施工時の臭いが少ない方法に変更したこと等による増
	スポーツセンター耐震補強その他工事	株式会社伊勢崎組 代表取締役 伊勢崎 昭一	21. 12. 8 (62 日間)	円 221, 550, 000	第1回 22. 2. 2	円 217, 413, 000 (△4, 137, 000) (△1. 9%)	鉄筋コンクリート柱の補強箇所を変更したこと並びに当該変更に伴い電気設備及び機械設備の工事箇所を変更したことによる減
				217, 413, 000	第2回 22. 3. 10	234, 345, 300 (16, 932, 300) (7. 8%)	既存の設備配管が施工の支障となったため、補強箇所から迂回させたことによる増
	仮称江戸川区平井七丁目 地区区民施設新築工事	株式会社トヨタ工業 代表取締役 高野 孝吉	21. 3. 25 (235 日間)	円 622, 587, 000	第1回 22. 2. 5	円 628, 540, 500 (5, 953, 500) (1. 0%)	利用者の利便性の向上のため、施設誘導表示板を追加したこと等による増及び試掘の結果、建物基礎の山留めの工法を簡便な工法に変更したことによる減
				628, 540, 500	第2回 22. 3. 2	616, 871, 850 (△11, 668, 650) (△1. 9%)	契約当初に比べて鋼材類の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不適当と認められ、江戸川区工事請負契約約款第20条第6項(単品スライド条項)に基づき変更したことによる減

議決を得た契約の契約変更調書

No. 2

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
建 築 工 事	仮称江戸川区アーチェリー 場新築工事	谷口建設株式会社 代表取締役 谷口 篤	21. 10. 27 (115 日間)	円 289, 800, 000	今回 22. 3. 26	円 299, 544, 000 (9, 744, 000) (3. 4%)	建物基礎部分の掘削土に環境基準を超える砒素等の含有が判明したため、土壌処理を行ったこと等による増
土 木	上一色中橋架替工事 (その 2)	大藤興業株式会社 代表取締役 大久保 健次	21. 10. 27 (170 日間)	円 416, 850, 000	今回 22. 1. 29	円 416, 729, 250 (△120, 750) (△0. 03%)	橋台の築造に当たり、土留めのため打設する鋼矢板を連結するつなぎ材の数量を変更したことによる減
工 事	新川橋架替工事 (その 3)	株式会社 I H I インフラシステム 営業本部東京営業部次長 山路 祥一	20. 10. 21 (520 日間)	円 340, 272, 450	今回 22. 2. 16	円 337, 528, 800 (△2, 743, 650) (△0. 8%)	買取りをした仮栈橋の桁材を転用したこと及び歩道部分の施工方法を軽量覆工板から仮舗装へ変更したことによる減